【資料】

令和7年度市町村民税所得割課税額等の確認の仕方

＊ 認定の可否は、園児と同一世帯に属し、生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の令和7年度市町村民税所得割課税額の合計額によって判定されます。

＊ 税額通知書や納税通知書をお持ちの方は、こちらの資料をご参考ください。

＊ 小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる世帯の場合、課税額にかかわらず補助対象となります。

◎ 税額通知書で確認する場合（←緑色で印字された細長い紙です。）

令和7年度　給与所得等に係る市民税・府民税　特別徴収税額の決定・変更通知書　（　納税義務者用　）

税額	市民税	税額控除前所得割額④	100,010
		税額控除額⑤	37,080
		所得割額⑥	62,900
		均等割額⑦	3,000
	府民税		

（摘要）
住宅借入金等特別税額控除額2,550円（内訳　市1,530円　府1,020円）

・市民税非課税の場合は、金額はすべて空欄になっています。

・所得割額は、「所得割額⑥」の欄に記載されている金額
（この場合は62,900円）です。

※ この場合、住宅借入金等特別控除があるため、その内の市民税所得割額控除分を「所得割額⑥」に加算してください。
⇒ 62,900円＋1,530円＝64,430円　となり、77,101円未満のため、補足給付事業の補助対象となります。

◎ 納税通知書で確認する場合

別記様式第51号

市・府民税（宇治市）1/2

令和7年度 市民税・府民税（個人住民税）　税額決定 納税　通知書

○○　○○　様

宇治市長　松村　淳子 ㊞

令和7年度　市民税・府民税課税明細書

市・府民税（宇治市）2/2

	左の課税標準額に対する所得割額	
	市民税額(円)	府民税額(円)
税額控除 住宅借入金等特別税額控除	1,530	1,020
①控除後所得割額	62,900	
②均等割額	3,000	
合計（①+②）	65,900	
年税額（円）		